第千六百二十三号

平成十七年

十二月一日

曜 木 日 牧丘町立牧丘病院 三富村立三富診療所 東山梨郡三富村下荻原百三十九番地 東山梨郡牧丘町窪平三百二番地

院須玉町外一ヶ村病院組合塩川病 明野村国保辺見診療所 北巨摩郡明野村上手一の十二番地 北巨摩郡須玉町藤田七百七十三番地

漁業協同組合の遊漁規則の変更認可......ハ〇七 保安林の指定施業要件の変更 (二件)ハ〇六

目

次

示

医療機関は次のとおり廃止した。 山梨県告示第六百二十五号 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により指定した

平成十七年十二月一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

部町国民健康保険診療所開して	珠町営国民健康保険診療所の一四八次	川大門町立山保診療所の大門西八の	川大門町立病院 西八	名称
摩郡南部町南部八千五十番地の一	、代郡三珠町上野二千七百三十一番地一	代郡市川大門町山家六千三百六十番地一	代郡市川大門町四百二十八番地の一	在地

般競争入札について......ハーー

平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度..... 八一二

般競争入札について......ハー三

告 示

山梨県告示第六百二十四号

医療機関は次のとおり廃止した。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により指定した

平成十七年十二月一日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

上

所

Щ

梨 県

公

報

第千六百二十三号

平成十七年十二月一日

名

称

在

地

勝

山梨県告示第六百二十六号

医療機関は次のとおり廃止した。 結核予防法 (昭和二十六年法律第九十六号) 第三十六条第一項の規定により指定した

平成十七年十二月一日

山梨県知事

Щ 本 栄 彦

名称	所	在	地
野原町立病院	北都留郡上野	原町上野原三	千百九十五番地
沼町立勝沼病院	東山梨郡勝沼町	加勝沼九百五十番地	

八〇五

Щ

塩山市上於曽九百八十四番地の一	塩山市国保直営塩山診療所
塩山市上粟生野十三番地一	塩山市国保直営大藤診療所

山梨県告示第六百二十七号

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

	化社市項玉町藤田七百七十三番地		70	化灶节立 温川 丙烷
	窪平三百二番地二	山梨市牧丘町窪平三百二	170	山梨市立牧丘病院
地	在	所	称	名

山梨県告示第六百二十八号

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

0	南巨摩郡南部町南部八千五十番地の	南巨摩郡南部	保険診療所	南部町国民健康保険:
三十一番地の一	二郷町上野二千七百三十一	西八代郡市川	郷町営国民健康保険診療所	市川三郷町営国民
六十番地一	二郷町山保六千三百六十番地	西八代郡市川	町立山保診療所	市川三郷町立山
十八番地の一	郷町市川大門四百二十八番地の	西八代郡市川三	院	市川三郷町立病院
地	在	所	称	名

山梨県告示第六百二十九号

担当させる機関を次のとおり指定した。 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本

栄

彦

名	称	所	在	地
上野原市立病院		上野原市上野原三	干百九十五番地	
甲州市立勝沼病院		甲州市勝沼町勝沼九百五十	九百五十番地	
甲州市大藤診療所		甲州市塩山上粟生野	野十三番地一	
甲州市塩山診療所		甲州市塩山上於曽九百八	九百八十四番地の一	

山梨県告示第六百三十号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のよう

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本

栄

彦

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

_ (-)

図に示す部分に限る。) 南巨摩郡早川町・身延町・南部町・西八代郡市川三郷町 (以上四町において次の

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- 三変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。(2)主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係
- ③ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 次のとおりとする。
 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

部分に限る。 南巨摩郡早川町・身延町・西八代郡市川三郷町 (以上三町において次の図に示す

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第六百三十一号

に保安林の指定施業要件を変更する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、 次のよう

平成十七年十二月一日

Щ 本 栄 彦

(-) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

> び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐に係る伐採種は、定めない

(2) る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、 その図面及び関係書類を山梨県庁及

山梨県告示第六百三十二号

協同組合の遊漁規則の変更を次のとおり認可した。 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十九条第三項の規定により、 漁業

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

漁業権者の名称及び住所

河口湖漁業協同組合 南都留郡富士河口湖町河口二千九百八十五番地

漁業権の免許番号

内共第十四号

Ξ 認可に係る変更内容

第三条第二項中「⑵」を「2」に改める。

2 立字宝司塚」に、「河口湖町京塚」を「小立字京塚」に、「河口湖町久保井坂下」を 「大石字久保井坂下」に、「指示して」を「示して」に改める。 第三条第二項の表中「レークランド」を「寺屋敷」に、「河口湖町宝司塚」を「小

第三条第三項中「③」を「3」に改める。

を「浅川字西の浦」に、「河口湖町湖辺」を「河口字湖辺」に、「河口湖町湖中」 第三条第三項の表中「河口湖町片浜」を「浅川字片浜」に、「河口湖町西の浦」

Щ

八〇八

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

い」に改める。「長浜字長崎」に、「足和田村東八杭」を「長浜字東八杭」に、「沖合」を「沖合を「大石字湖中」に、「河口湖町桑崎」を「大石字桑崎」に、「足和田村長崎」を

- 5 第四条第一項中「河口湖町」を「富士河口湖町」に改める。
- 6 第四条第一項の表中遊漁料を次のように改める。

日	期間
現場売り 千三百円前売り 八百円	遊漁料(消費税込
百円	込)

- 地の一」に改める。 を「甲斐市牛句五百十八番7)第四条第三項中「中巨摩郡敷島町牛句五百十八番地」を「甲斐市牛句五百十八番

キャンプ場 富士河口湖町長浜 〇五五五 八二 三浦 康夫 ニニニー 二三二一 氏名						
宝百九十五 二三二二 宝五万口湖町長浜 〇五五五 八二 三浦 任所 電話番号 氏名	晋	森田	七三	〇 五 五 五 五 五 五 五 五	長浜	足和田キャンプ場
電話番号	康夫	三浦	八二	〇五 三五 三五		足和田ホテル
		氏名		電話番号	住所	店名

四変更後の遊漁規則の施行日

平成十七年十一月七日

山梨県告示第六百三十三号

平成十七年十二月一日設部において、この告示の日から平成十七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。設部において、この告示の日から平成十七年十二月二十二日まで一般の縦覧に供する。路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡中地域振興局建道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道

道路の種類 県道

路線名 島上条宮久保絵見堂線

三 道路の区域

2 a d	もまで、甲斐市大字団子新居字中原六二一番の一地甲斐市大字団子新居字東沢一二番地先から	区間
新	IΒ	の旧別新
- 八・〇~ 五・五	一八・〇~	(メートル)
八五・〇	八五・〇	(メートル)

山梨県告示第六百三十四号

県営畑地帯総合整備事業山梨第二地区の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができ

వ్త

縦覧に供する。

平成十七年十二月一日

一縦覧書類

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

換地計画書の写し

二縦覧期間

平成十七年十二月二日から平成十八年一月五日まで

三 縦覧場所

山梨市役所

四 異議申出期間

平成十八年一月六日から同月二十日まで

公 告

》県政功績者

西八代郡上九一甲府市緑が丘二

一丁目十三番三十六号 色村精進四百七十八番地

甲府市池田二丁目四番十六号甲府市荒川一丁目四番十六号

甲府市湯村二丁目五番六号

中巨摩郡田富町山之神二千四十九番地二十三

者は、 山梨県表彰規則(昭和二十七年山梨県規則第十二号)に基づく平成十七年度県政功績 次のとおりである。

個人

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Ш 本 栄

彦

県議会 産 地方自治 特別感謝状 續分野 業 山平小坂五大海井伊赤飯山野森中中佐小小浅守前古角金伊石渡横竹高宮 宮田賀山本味木野上藤池島下澤澤嶋込木泉澤川屋島屋田井藤川邊内越尾 紅 氏 野 義 義 貞 初 和 勝 利 勝 朝 英 榮 三政大源 義豊好洋亘公久堅 敏 晃武 名 文成夫男彦志彦次光利靜良覺夫次巳輔紀傳暉彦彥次 一明彦司人明高 郎 南巨摩郡鰍沢町千七百二十三番地静岡県富士宮市野中九百八番地の十八 甲府市大里町二千九百九十番地の二 北杜市高根町村山西割二千百四十九番地 大月市梁川町綱の上千四百七十八番地北杜市明野町三之蔵九百六十二番地 北杜市大泉町西井出二百二十四番地 北都留郡丹波山村二千六百三十八番地 笛吹市八代町北千二十三番地 甲府市横根町千八番地の二 山梨市小原西七百七十五番地 甲府市武田一丁目四番三十五号 大月市初狩町下初狩三千三百四十一 甲府市千塚四丁目二番五号 南アルプス市在家塚七百二十九番地 韮崎市穂坂町三之蔵四千百七十七番地 山梨市三富下釜口四百五十六番地 笛吹市境川町大黒坂千七十番地 笛吹市春日居町小松千百五十四番地 北杜市白州町白須二千四百五十四番地 富士吉田市下吉田六千三百番地 山梨市小原西九百五十二番地の一西八代郡市川三郷町市川大門千二 南巨摩郡鰍沢町千七百九十六番地の 韮崎市本町一丁目一番十三号 東京都小平市学園東町三丁目十四番十三号 住 川三郷町市川大門千一 |百六十六番地 十四四 番地 所

	保健衛生	社 会 福 祉	教育文化	
山松野千切川		 	長田霜北板	今杉廣安
形井嶋葉刀口	田嶋島澤	村田坂輪	保中村村屋	井山瀬達
正紀浩成 叔	弘弘良	と定紀精貞	忠陽純茂	晴晴智
喜和子宏融宏	明子人	則彥治德	雄子志誠夫	最 弘 光 照
東八代郡中道町下向山三千四百二十番地の二甲府市大手二丁目三番二十六号甲府市千塚五丁目四番四十四号甲府市川田町二番地の四甲府市川田町二番地の四都留市川棚六百五十八番地三甲府市中央四丁目八番十二号	甲府市南口町五番二十三号笛吹市八代町北九百五十七番地甲斐市中下条七十番地七	をある。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	士吉田市上暮地四丁目十京都豊島区目白四丁目三吹市八代町永井千四百九次十千四百九四十四百九四十十四百九四十十四百九四十十四日十十十十十十十十十十十十十十十	甲府市昜忖一丁目十三番七号南巨摩郡南部町本郷四千三百二十二番地甲州市塩山上粟生野百十二番地二北杜市高根町箕輪新町八百四十六番地

団体

境	功績分野
植物保護協会 日本高山特定非営利活動	団体名
甲府市相生一丁目一番九日	所在
Ϊ̈́	地

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、 その関係書類は、 県民情報センター 次のとお

平成十七年十二月一日

山梨県知 事 Щ

本

栄

彦

申 請のあった年月日 平成十七年十月二十八日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 びにその定款に記載された目的 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人 循環型社会づくりを考える住まいと暮らしの会
- 2 代表者の氏名 細田東男
- 3 主たる事務所の所在地 中巨摩郡昭和町西条千七百番地四STKビル
- 4 定款に記載された目的

会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。 続可能な循環型社会の実現を目指し、すべての山梨県民が健やかに暮らせる地域社 さしい住まいと暮らしを通じて、地球温暖化防止と地域の資源・技術を活かした持 この法人は、住まいと暮らしの現場から、家族の絆を大切にした、人と地球にや

Ξ 縦覧期間 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。 り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

申請のあった年月日 平成十七年十月

- びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人
- 2 代表者の氏名 野木千弘
- 3 主たる事務所の所在地 都留市田原二丁目十四番八号
- 4 定款に記載された目的

まちづくりの推進に寄与することを目的とする。 の発展、及び経済活動の活性化に関する事業を行い、環境と産業が共生する協働の この法人は、富士山周辺地域住民及び諸団体に対して、環境の保全、情報化社会

Ξ 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。 その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 申請のあった年月日 平成十七年十月二十八日
- | | 申請に係る特定非営利活動法人の名称、 びにその定款に記載された目的 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並
- 名称 特定非営利活動法人 農業の学校
- 代表者の氏名 田中進
- 石川一〇一号室 主たる事務所の所在地 中巨摩郡田富町西花輪二千二百四十九番地五サンハイツ
- 4 定款に記載された目的

よび地域の活性化に寄与することを目的とする。 行い、農業従事者の増加を促進し、環境への配慮、食の安全を考えながら、農業お この法人は、農業を志す人すべてに対して、農業に関する相談、支援等の事業を

縦覧期間 平成十七年十月二十九日から同年十二月二十八日まで

Ξ

特定非営利活動法人の設立の認証申請

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センター に備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第十条第一項の規定により、次のとお

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

- 申請のあった年月日 平成十七年十一月四日
- | 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並 びにその定款に記載された目的
- 名称 特定非営利活動法人 福祉サービス・どう見るネット
- 2 代表者の氏名 望月好訓
- 3 主たる事務所の所在地 甲府市丸の内三丁目二十一番十号
- 4 定款に記載された目的

健全な福祉サービスの発展に寄与する事を目的とする。 スに関する調査・研究・情報提供及び支援事業を行い、 この法人は、 高齢者・心身障害者 (児)・児童及び関係者に対して、福祉サービ 地域社会・行政と連携して

縦覧期間 平成十七年十一月五日から平成十八年一月四日まで

Ξ

特定非営利活動法人の設立の認証申請

に備え置いて縦覧に供する。り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターり特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとお

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄

彦

4 3 2

一 申請のあった年月日 平成十七年十一月四日

ぶっこうでは、近近には「11」 | 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 山梨まちづくり協議会

2 代表者の氏名 平賀正

3 主たる事務所の所在地 韮崎市本町二丁目十番八号

4 定款に記載された目的

った住宅の研究開発を行い、もって公益に寄与することを目的とする。 この法人は、山梨県民に対し、自然と共生する豊かな住宅環境づくりと地域に合

三 縦覧期間 平成十七年十一月五日から平成十八年一月四日まで

一般競争入札について

のである。十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも、次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十七年十二月一日

山梨県知事 山 本 栄

彦

一 一般競争入札に付する事項

1 借入物品等の名称及び数量

山梨県立大学飯田キャンパスCALLシステム機器等 一式

2 借入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間

平成十八年三月一日から平成二十三年二月二十八日まで

4 納入場所

知事が指定する場所

一一般競争入札の参加資格

必要な資格等(平成十七年山梨県告示第百九十七号)の一に定める競争入札に参加1(平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に

することができる者であること。

- この公告に示す借入物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- この公告に示す借入物品等に係る保守を迅速に行うことができる者であること。
- 指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないここの公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

٤

三 入札手続等

私学文書課県立大学担当 電話〇五五 二二三 一五七〇 郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

2 入札説明書の交付方法

所において交付する。を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)この公告の日から平成十七年十二月二十日(火)までの山梨県の休日を定める条

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

立大学担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県総務部私学文書課県平成十七年十二月五日(月)から同月二十日(火)までの県の休日を除く毎日、

入札及び開札の日時及び場所

郵送こよる入札書の受領期限及び場所平成十八年一月十二日(木)午後二時 山梨県県民会会

山梨県県民会館四階四〇四会議室

5 郵送による入札書の受領期限及び場所

こと。なお、書留郵便とすること。当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着する平成十八年一月十一日(水)午後五時までに山梨県総務部私学文書課県立大学担

6 入札方法

相当する金額を入札書に記載すること。であるか免税事業者であるかを問わず、月額として見積もった金額の百五分の百にり捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

7 入札の無効

反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

Щ

その他山梨県財務規則 (昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。) 第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

同

8

落札者の決定方法

兀

その他 もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

1

契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 免除 入札保証金

3 契約保証金

らない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければな

4 契約書作成の要否

6 その他

詳細は、 入札説明書による。

Summary

The Computer-Aided Language Learning System at Iida Campus of Yamanashi Nature and quantity of the products to be procured

2:00PM January 12,2006 Date and time for tender Prefectural University, 1 set

2

Bureau in charge

Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Prefectural University Section, Private Schools, Documents and Legislation

Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL055-223-1570

平成十七年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法 (昭和二十六年法律 第二百四十九号) 第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次の とおり公表する。 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、 平成十七年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度

平成十七年十二月一日

相模川上流土砂流出防備保安林 相模川上流水源かん養保安林 相模川中流土砂流出防備保安林 相模川中流水源かん養保安林 多摩川上流土砂流出防備保安林 多摩川上流水源かん養保安林 韮崎地区土砂流出防備保安林 韮崎地区水源かん養保安林 鰍沢地区干害防備保安林 鰍沢地区土砂流出防備保安林 鰍沢地区水源かん養保安林 笛吹川干害防備保安林 笛吹川土砂流出防備保安林 鰍沢地区保健保安林

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

笛吹川水源かん養保安林 甲府地区保健保安林 甲府地区土砂流出防備保安林 甲府地区水源かん養保安林 の 単 位 لح さ れ る 保 安 林 皆 一、一七三・三六ヘクター 一四六・八九へクター八〇三・九八へクター ||一四・〇五ヘクター 七二〇・四〇ヘクター 五七五・三〇ヘクター 一九六・一五ヘクター 伐 二四・三〇ヘクター 四四・二三ヘクター ハー・五〇ヘクター 七四・〇四へクター 一五・八二へクター ー・五六ヘクター 二・〇二へクター 〇・七二へクター 三・三六ヘクター 面 〇一ヘクター 積 の 限 度

• 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

関する工事は、完了した。

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

甲斐市西八幡字西冷間二二〇五の一の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野県長野市大字鶴賀緑町千四百十五番地 株式会社カクイチ 代表取締役 田中

明

• 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に 完了した。

平成十七年十二月一日

Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町西花輪字村前一三〇一の四の区域

_ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

渡邉謙一・渡邉好美 南都留郡富士河口湖町勝山千六百七十四番地四 プライムガーデン河口湖A一〇五

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ

本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町清水新居字村中四五三の一、四五三の三及び四五三の四の区域

公共施設の種類、 位置及び区域

水道路路	公共施設の種類
次の図のとおり	位置及び区域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香川県高松市藤塚町一丁目十一番二十二号 株式会社穴吹工務店 代表取締役 穴

吹英隆

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

平成十七年十二月一日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町築地新居字村前五五の四、 五五の五、五五の六、五五の七、

五五の

4

八 五五の九、五五の一〇、五五の一一及び五五の一二の区域

一 公共施設の種類、 位置及び区域

道	公共施
路	設の種類
	性 類 ———
次の	
図 の	
次の図のとおり	
	位
	置
	及
	び
	X
	域

町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び昭和

開発許可を受けた者の住所及び氏名

Ξ

甲斐市玉川七百八十四番地十 有限会社相原商事 代表取締役 相原春江

一般競争入札について

のである。 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るも 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月

平成十七年十二月一日

山梨県知事

Щ 本

栄

彦

一般競争入札に付する事項 購入物品等の名称及び数量

文化財用微細構造調査機器 一式

2 購入物品等の仕様等

入札説明書で定める内容等であること。

3 納入期限

平成十八年三月十五日

4 納入場所

知事が指定する場所 (山梨県笛吹市御坂町成田地内)

二 一般競争入札の参加資格

- することができる者であること。 必要な資格等(平成十七年山梨県告示第百九十七号)の一に定める競争入札に参加 平成十七年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に
- 2 この公告に示した物品等を確実に納入できると知事が判断した者であること。
- る者であること。 納入する物品等に係るアフターサービスを知事の求めに応じて速やかに提供でき
- この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

Щ

と。指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないことは名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ

三 入札手続等

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

2 入札説明書の交付方法

管理課調度担当 電話〇五五 二二三 一三九五

所において交付する。を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)この公告の日から平成十七年十二月十六日(金)までの山梨県の休日を定める条

3 入札説明会の日時及び場所

の内一丁目八番五号)二階会議室 平成十七年十二月七日(水)午後四時 山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸

4 入札参加資格確認申請書の提出方法

に持参すること。前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当この公告の日から平成十七年十二月十六日(金)までの県の休日を除く毎日、午

5 入札及び開札の日時及び場所

の内一丁目八番五号)二階会議室平成十八年一月十一日(水)午後二時(山梨県県民情報プラザ(山梨県甲府市丸

郵送による入札書の受領期限及び場所

6

号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。 平成十八年一月十日 (火) 午後五時までに山梨県出納局管理課調度担当 (郵便番

7 入札方法

当する金額を入札書に記載すること。であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者る額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

入札の無効

8

その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札。この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違

第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする。 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格を

四 その他

日本語及び日本国通貨契約の手続において使用する言語及び通貨

入札保証金

ならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納付しなければ、木代言語

3 契約保証金

ならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納付しなければ

契約書作成の要否

要

5 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

Nature and quantity of the products to be procured

Analytical Instruments for Microstructural Research Specification, 1 set

2 Date and time for tender

2:00PM January 11,2006

Bureau in charge

ယ

Procurement Section, Management Division, Treasury, Yamanashi Prefectural Government 6-1 Marunouchi 1-chome Kofu-shi Yamanashi-Ken 400-8501 JAPAN

TEL055-223-1395

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百五号

委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委

		 っを	٦	ار	っを		- IĆ		っを		7	
山梨県	三六		三六一		三 〇 六	二 〇 六		_ _ _ _			別表第一中	平 成 十
公 報 第千六百二十三号	(都市計画道路市道善光寺敷島甲府市朝気三丁目——番五号先		線と市道との十字路交差点)(都市計画道路市道善光寺敷島甲府市朝気三丁目一一番五号先	字路交差点)		のT字路交差点) (県道甲府敷島韮崎線と市道と 甲府市千塚一丁目九番一四号先		の交差点) の交差点) 年府市緑が丘一丁目四番一四号甲府市緑が丘一丁目四番一四号		線との交差点) 線との交差点) 先(県道甲府敷島韮崎線と市道 年底市線が丘一丁目四番・四号		平成十七年十二月一日
平成十七年十二月一日	朝気三丁目		朝気三丁目	東	千塚八幡神社	所前 山交湯村営業		所入口 松会保険事務		塩部交番前	□ 素男 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是 是	
二月一日	告示第九六号	_	告示第九六号	告示第一〇五号	平成一七年一二月一日	告示第四四号	L	告示第一〇五号		第四号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	吉 -	mm Ala
l	九	- از	_ +	_ -	_ -		っを		اذ	三六三	三六二	
	二〇号と市道との十字路交差点 甲斐市志田六六四番地先(国道		路交差点) 場道南アルプス甲斐線との丁字県道南アルプス市野牛島一、〇九八七〇 南アルプス市野牛島一、〇九八七〇	田滝西線との十字路交差点) 先(市道荊沢東南湖線と市道沖一六九 南アルプス市和泉五九番地の一	との丁字路交差点) 地先 (県道今諏訪北村線と市道六八 南アルプス市西野一、七四八番	合本線との十字路交差点) (市道櫛形甲西増穂線と市道落一六七 南アルプス市落合八八五番地先		合本線との十字路交差点)(市道櫛形甲西増穂線と市道落一六七(南アルプス市落合八八五番地先		差点) では、	号線との十字路交差点) 道三〇二三号線と町道三〇二五 八二先 (町道井之口中楯線と町ハー 中巨摩郡玉穂町西新居一番地の	線と市道との十字路交差点)
	志田		野牛島北	和泉橋西	路相東小通学	落合駐在所西		落合駐在所西		宮之前	西 新 居	
八五	告示第五九号平成一七年六月三〇日		告示第一〇五号	告示第一〇五号平成一七年一二月一日	告示第一〇五号	告示第九六号 6月二〇日	L	年示第九六号 中成一七年一〇月二〇日		告示第一〇五号平成一七年一二月一日	告示第一〇五号平成一七年一二月一日	

<u>を</u>		¬ ;					 っ を		7 15					を	
<i>'</i>	六〇	_ _ _ _ _ _ _ _	t -		七〇	六九	ァを	六 九			九四		九 三	<u>ح</u> ا	
	(広域農道金川曽根線と市道八 (広域農道金川曽根線と市道八年) (広域農道金川曽根線と市道八年) (下地・大田南二一四番地三先年)		地先(国道二〇号単路)北杜市白州町鳥原二、九一三番	の丁字路交差点)	北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五	番地先 (県道長坂高根線単路) 北杜市長坂町大八田三、九五四) 四番地先(県道長坂高根線単路 北巨摩郡長坂町大八田三、九五		路交差点) 道路と市道藤井五号線との十字(広域農道塩川土地改良区幹線	韮崎市穴山町二三六番地の一先	二〇号と市道との十字路交差点	甲斐市志田六六四番地先 (国道		<u> </u>
	共選場北南部		白州体育館前	沢 支所前	JA梨北小淵	甲陽病院前		甲陽病院前			韮崎団地入口		志田		
	告示第九六号 日		告示第一〇五号 平成一七年一二月一日	告示第一〇五号	平成一七年一二月一日	告示第一〇五号平成一七年一二月一日		告示第八三号		告示第一〇五号	平成一七年一二月一日	告示第五九号	平成一七年六月三〇日		
L	<u> </u>							<u> </u>						Ĺ	
	五三	を	<u> </u>	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -		七五五	七四	ァを	t	, Ľ		六一		- ;	- 7
ו נוים אייזואי אי	十字格交差点と市道宮原線支線一二号線とのと市道宮原線と市道法能引ノ田線法能宮原線と市道法能引ノ田線都留市法能一七三番地先(市道		十字路交差点) と市道宮原線と市道法能引り田線 法能宮原線と市道法能引り田線			一先 (市道下於曽四一号線単路甲州市塩山西広門田四三三番地	尻三〇号線との十字路交差点)(県道万力小屋敷線と市道上井甲州市塩山下塩後二二一番地先		○号線との十字路交差点)道万力小屋敷線と市道上井尻三塩山市下塩後二一一番牡外(県		1	番地先(国道一三七号と市道と笛吹市一宮町竹原田一、六四〇	(1) 「一口) 「 「 」) 「 「 」) 「 「 」) 「 「 」 」 「 」 「	代一丘八号泉上の十字各交差点(広域農道金川曽根線と市道八年の市ノイ町南二一四番地三先	
	入口 法能自治会館		入口自			前 塩山市民病院	合同庁舎南		台同厅舍南			東梨園芸高校		共選場北 場 が 体 産 子 イ ト イ ト ロ ト	し 人 亡 写 『
	告示第八三号		告示第八三号 (月二五日	ア		告示第一〇五号	告示第一〇五号		告示第八三号	Z		告示第一〇五号		告示第九六号	文

山梨県公報

第千六百二十三号 平成十七年十二月一日

山 梨 県 公 報 第千六百二十三号 平成十七年十二月一日

		_	に					っを		- از					
	六八三	別表第三中	に改める。	五七		五六	— 五 五	_	— 五 五	• ₹		五五五		五四四	五三
	市道山山梨市上神内川一、	中		路交差点) 南都留郡富士河口湖町船津三、	十字路交差点) コニ (県道富士河口湖五二 ()番地先 (県道富士河口湖	南都留郡富士河口湖町船津一、	路交差点)		路交差点) お交差点) お交差点) 南都留郡忍野村忍草二〇四番地南都留郡忍野村忍草二〇四番地		交差点)	国道一三九号と市道との十字路都留市桂町九二一番地の一先(字路交差点) 先(国道四一三号と村道との丁	南都留郡道志村九、七四五番地	点) 戸沢谷村線旧道との丁字路交差 先(県道戸沢谷村線新道と県道 都留市四日市場一九七番地の三
-	車両(終日			口 船津小学校入	前	河口湖変電所	膳棚下		膳棚下			寶鏡寺入口		道の駅どうし	瀬中入口
	日下平成一六年一二月		_	告示第一〇五号	告示第一〇五号	7. 平成一七年一二月一日	告示第九六号	L	告示第九六号	L		告示第一〇五号平成一七年一二月一日	告示第一〇五号	_	告示第一〇五号
	- 別	にし改			<u></u>			<u></u>			<u></u>			っを	
	別表第四中	に改める。			六八六			六八五			六八四		六八三		
	 				線 沢 市 三 道 号 渋			の <i>そ</i> 道の 路他		号 が 線 丘 五	市道緑	線 前 広 場	梨市 道駅山		線前梨 広市 場駅
			メートル)) まで (二、二〇〇 サキセンター駐車場 長坂町塚川二、八一	交差点)から北杜市四九番地先(渋沢北北村市長坂町渋沢八		メートル) 差点)まで(一三〇 番九号先(竜雲橋交	五番二〇号先から甲甲府市緑が丘二丁目	〇六メートル)	香ー いきに でく E 府市緑が丘二丁目五 三番二六号先から甲	甲府市緑が丘二丁目	市駅バス乗降場北側	五六一番地先(山梨山梨市上神内川一、)(二七メートル) 市駅バス乗降場北側
-	_				大動大型車型 特、自	°	を係家・軽 除車屋沿車 く両関道両	二車輪両・(。) を係家・ 除車屋沿 く両関道	軽二 車輪 直両・	車両 (⁾ 除 く。	バ車 ス両 を ()除バ くス を
_	-				時ら七 ま一け で九か			終日			終日		終日		
_	_				長 坂			甲 府			甲 府		部早		部
					告示第一〇五号		告示第一〇五号	一日		告示第一〇五号	平成一七年一二月	告示第一〇三号	二〇日 平成一六年一二月		告示第一〇三号

			っを				- از			を		
	五〇		五〇〇			五〇〇	·		四七			四七
	 町 道	路甲二	国 道 五		路甲豆				削除			囲
町先	尾北			四差三							〇里, 垣	道
上笹尾 下谷北	尾二、五三八番地五四北巨摩郡小淵沢町上笹	四、一二〇メートル) 理がのである。 五七二番地先(双田橋南交三番地先(双田橋南交三番地先(双田橋南交上番が出り)。(アループス市野牛島一、四一十分の下り。(アーニー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー・アー	アルプス	四、一二〇メートル) 芸点)までの下り線(製工の下り線(プス市野牛島一、四一年の一番帯南端)から南アル塚北交差点北方中央分	ュルプス					〇メートル) 田自動車前)まで(九田自動車前)まで(九	Pの アンファック アンファック アンシャック アンシャック アンシャック アンシャック アンシャック アンシャック アンファッ アンファッ アンファッ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ アンファ
一、摩 上 五郡 上 三 小	八淵番沢町	メートリー スポートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリートリー マートリー・マー・マートリー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー	市在家) メートリ トリ橋	- 島 か 北 ⁵ 一 、 南 中 <i>c</i>	市在家					おまたのでは、	前 前 が 先 ず が た 西
人淵 番沢		ル線南四ア央在 ン (ル線南[) (交 ————————————————————————————————————	四ア央石ール分割						(久 条 九 保 三	
	車両		車両			車両					<u> </u>	、両へ車 。 を軽 除車両
- へ 終 日	南から北 車両進行	へ 終 日 北	車両進		へ 終 日 は オ	有車が両						終東両 東両 ら西行
	北行 長 坂	スルブ						府	南			日西行府南甲
号告	<u>坂</u> 二平		アー			アーラギ		号告二	平		9	<u> </u>
第一〇	二月一日平成一七年一	告示第九六号	平成一七年		告示第九六号	一一七日年		号 二月一日	平成一七年		 	第二十二十四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
<u>黃</u>		号:			号 '	<u> </u>	١	五	<u>-</u>	_		
五〇六		五 〇 五			五〇四			五〇三			五〇二	
国道	ンラ ンプ	目上道東(四国オリ路連西〇道ン鎮・絡関号一) 導 ブ 流 左 部 折	ン鎮道東クラ目路連入オ・絡	□ 四国西 ○ 道関号 □			市道			市道	
笛吹	<u>-</u>	ラー居点上、笛ン地町部り七吹				九月	、 、 笛	先 `笛 (; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ; ;) 7 O 7	ホ七石	1化、笛	二作地メニュ
春日日	〇七メート	フ先顕 は 頭 七市春日 からない はんしょう からない はんしょう からない はんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう はんしょう はんしょ はんしょ はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょう はんしょ はんしょう はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ はんしょ		ト終ニ春活	流七春 部二春 起番	五月日	2七番5	泉 〇 市 石 石 石 石 石 石 石 石 石	五月五月	地東の一覧	川詰して石田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	ト 場 魚
笛吹市春日居町鎮目一	ル)	ランプ終点部)まで(一地先(上り鎮目オンランプ終点部)から笛吹市春日店町鎮目一、二四七番上り鎮目オンランプ起上の・ エリ はい から いった (上り りり はい から いった (上り りり はい から はい		メートル) オリア (三三流部終点)まで(三三流部終点)まで(三三流部終点)まで(三三流部終点)まで(三三流部終点)まで(三三流部終点)まで、	点)が先の 一世鎮 いたの	- トル)	見 は い い い い い に い に い に い に い に い に い に い	先 (泉山荘東側) から、六〇七番地の一六九笛吹市石和町川中島一	- トル)	- 5 まで、 で 常 <i>7</i>	「ロリートラー、 ☆) 化橋北詰)から笛吹市、 六○七番地先 (東文 笛吹市石和町川中島一	ニメートル) 作業場南側)まで(八 地六三先(自動車修理
車両		へン番日起へ三 車 両		三導)	笛左三 車 両	7	で先一	ら九一車両	-	- 磐()市文一 車 両	八 理
車両進行		へ 西 車 終 日 東 東 行		, , , ,	へ北車 終から 南 有行			へ 東 東 あ り き 西 行 行 石			へ 歴 か ら 東 行	
早		部日下			部日			笛 吹			笛吹	
平成一七年一		号 告 二 平 示 月 成 第 一 一		号信	告二平 示月成 第一一		号	告二平 示月成		£	号告二平 示月成 第一一	
七年一		号 宗第一〇五		(告示第一〇五 平成一七年一			告示第一〇五 平成一七年一			告示第一〇五二月一日	

山 梨 県 公 報 第千六百二十三号 平成十七年十二月一日

っを	
四八七	四八七
市道	市道
一二、四〇四番地先 (南アルプス市在家塚	交差点西側) フルーツライン立体 二、四〇四番地先(南アルプス市在家塚
る北 車進 両す	る北車進両す
終日	終日
プ南 スア ル	プ 南 ス ア ル
プス 月二〇日 平成一七年一〇	年示第九六号 日 一〇日

五〇八 プン シラン 道東路連・絡 四国〇首号一 岩下オ 下り下 フラン 岩下オ (西 関 り下岩下オンランプ終徳條一○一番地先(下)から笛吹市春日居町 1トル) 点部)まで(二五二メ 二九六番地先 (下り下笛吹市春日居町下岩下 部) まで (二三二メー 岩下オンランプ起点部 車 亩 へ 東 か ら 西 西 部 日下 二月一日 七年一 号 二 〇 五

五〇七

四国〇道号一

三番地先 (上り下岩下笛吹市春日居町徳條九

車両

西から東

部日下

二月一日 七年一

へ終日

下道り路

ラ目 ンプフ

六メートル)

プ終点部)まで(三一

先 (下り鎮目オフラン

東(四)連西以外

| 鎮目オフランプ起点部| 、二四一番地先 (下り

へ終日 西

号 第一〇五

部

鎮目一、三二一番一地)から笛吹市春日居町

道東(路連西 ・絡関

下岩下オフランプ終点下二九九番地先(上り下二九九番地先(上りオフランプ起点部)か

上り下

別表第六中

別表第七中

			九〇
線	前広場		
	前交差点南側)	六一番地先 (山梨市駅	山梨市上神内川一、五
。) 除く	(バス	る車両	南進す
			終日
		部	下
	告示第一〇三号	二〇日	平成一六年一二月

告示第一〇五号 〇五号	日下部	終日	る 西 車 進 両 す	点部) 下岩下オンランプ終 下岩下オンランプ終 館吹市春日居町徳條	プン岩下道東(四国) ラ下リ路連西〇道 ンオ下・絡関号ー	四 九 一
告示第一〇五号	日下部	終日	る 東 車 連 両 す	プ終点部) プ終点部) 単独 一、二四七番一地先 一、二四七番一地先	ンラ目上道東(四国 ンオリ路連西○道 プン鎮・絡関号ー	四九〇
告示第一〇五号 円 一二	プ南 スア ル	終日	る西 車進 両す	野牛島北交差点)一、一二七番地先(南アルプス市野牛島	路甲二国一国道	四 八 九
告示第一〇五号 月一日 平成一七年一二	南甲府	終日	る東 車進 両す	つり具の加賀美前)三、九七七番地先 (中巨摩郡昭和町西条	一町 号道 線九	四八八
告示第九六号				交差点西側)		

(バス 一 一 一 一 一 一 一 一 一	をし	J						 		五	O 九				沢 県谷 道村 戸
1	九 〇			前交差点南側) 六一番地先(山梨市駅	。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。 。	終日	部日 下	告示第一〇三号平成一六年一二月			0	線沢県 線沢 谷道 谷村戸 村	都留市四日市場二〇四番地先	— ≠17	都留 平成一六年二月 告示第一二号
三、八三七 町 道 中巨摩郡玉穂町西新居一番地の 一 南甲 平五・四・一五 一	九	一町		4の加賀美前) 九七七番地先(つり	る東 車進 両す			示第一〇五号 日	 っを			2		├	
三、八三七 町 道 中巨摩郡玉穂町西新居一番地の 一 南甲 平五・四・一五 「石、一五六 国道五 一号 で	に 別 改 人	第 る 十 。 中										線 沢 県谷道村戸	(瀬中入口交差点)都留市四日市場一九七番地三先		
一二	=	八三七			居一番地	<u></u>		六 · 日 号 四 			010	削 除			都留
四、四九二 県 道 北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五 三 長坂 平成一七年一二 本 五、 一五六 国道五 四、四九二 県 道 北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五 三 長坂 平成一七年一二 古、 一五六 国道五 野小淵 五六番地の一先 三 長坂 平成一七年一二 五、 一五六 国道五 財連 東西道 本、 一五十 市西道 路) 東西道 本、 一五十 市道市 日本、 一五十 市道市 市道市 京東南 東京第一〇五号 五、 一五十 市道市 京東京市 東京市 五、 一五十 市道市 京東南 東京市 五、 一五十 市道市 京東京市 東京市 五、 一五十 二号(京京市 田本 田本 田本 京京市 田本 田本 田本 田本 京京市 田本 田本 田本 田本 京京市	' を 「														
で 一 一 一 一 一 一 一 一 一		八三七	町道	八二先(西新居交美中巨摩郡玉穂町西新	(点) 番地			告示第一〇五号			五六	路甲二国) 西号道	との丁字路交差点)番地先 (県道南アルプス甲斐線南アルプス市野牛島一、○九八		三 スル南 プア
四、四九二 県 道 北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五 三 長坂 平元・二・一 一五八 市道 (- از			_					· を					-	
操動 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大田 大	四	四九二	崎淵茅県 線沢野 ボル道				長坂	第告五平一の号の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一の一			五六	路甲二国)西号道	との丁字路交差点)番地先 (県道南アルプス甲斐線南アルプス市野牛島一、〇九八南アルプス市野牛島一、〇九八		三 スル南 プア
支所前交差点)		四 九 二	予県 \道) 笹 七二 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	五月		平成一七年一二			五七	湖沢市線東道南荊	(和泉橋西交差点)南アルプス市和泉五九番地一先		ニ スル南 プア
			線沢里		, 	<u> </u>		告示第一〇五号			五八	泉石市駅和道前温へ	先笛吹市石和町松本一七一番地一		当 第 吹

を に改める。 別表第十四中 Щ $\overline{\circ}$ _ 五 赶 赶 _ 0 梨 六 六 県 六〇 五九 六 本道東(線路連西) ・絡関 四国〇首号一 自道東へ四国 動路連西〇道 車・絡関号ー 路 専区用間道 公 報 線沢県谷道村戸 線 山 県 勝 道 沼 塩 線路区泉石市 四画駅和道 号道前温(線路 点)から笛吹市春人口上下線の分岐大(大蔵経寺山ト大(大蔵経寺山ト中府市側出りが、100円の分岐のが、100円の分岐のが、100円のでは、1 両側 、八〇一番の一地 の分岐点)までの の分岐点)までの での一番の一地 号 甲府市桜井町一、 第千六百二十三号 地先 (黒橋東交差点) 甲州市勝沼町菱山一、二三四 地二先笛吹市石和町松本一、〇六七番 石運橋西詰交差点) 都留市四日市場二〇四番地先 (=, _____ 五 五 平成十七年十二月一日 九七〇 自動車 自動車 番 塩山 都留 笛吹 ると四時気異 す〇は象常 時気異した六等象常、だ○ しただ 告示第一〇五号 告示第一〇五号 平成一七年一 平成一七年 | | 平成一七年 | | 告示第一〇五号 部日笛甲下吹府 部日石甲下和府 〇告一 五示 号第 年一二月七 を ľ _ _ 六 六 線宮県山道 線宮県山道 両側 高一一〇番地の四 島一、六〇七番地 の一六五先までの の一六五先までの 下ランプとの分岐三番一地先 (下岩下岩下岩下岩下岩下岩下岩) 点)までの両側 \equiv \equiv ー 原車 ん付両 引・へ け原車ん付両引・ヘ を除く を除く 当に基実規交よ識変式制集けに象常へす該準施制通るに標可御中るお時気異 四は合る〇、)場 五〇 五〇 笛吹 笛吹 六号 宗第九 年一〇日月 告示第九 平成一七 六号 平成一七 年一〇月

둤
公
報
第千六百二十三号
平成十七年十二月一日

				_
三一 七、 六	三一、	三一、 五 六	三一四六	
ンオ道東(四国 プン路連西(道) ラ・絡関号ー	ンオ道東(四国 プフ路連西〇道) ラ・絡関号ー	ンオ道東(四国 プフ路連西〇道) ラ・絡関号ー	ンオ道東(四国 プン路連西〇道)ラ・絡関号ー	_
留吹市春日居町下 により下に大って で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	ンプ終点部)まで い市春日居町下岩 下二九九番地先(下二九九番地先(下二九九番地先(上り下岩下オフラン がら笛)まで 目一、二四一番地 自一、二四一番地 はは、下り鎮目オフランプ起点部)か ら笛吹市春日居町 が、一での が、一での がでする。 が、一での がでする。 はでする。 はでする。 がでする。 がでする。 はでしで。 はででする。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 はでしる。 と	点部 () は () は () は () がら () が	一の一六五先までの一
五三		二六	104	
自動車	自 動 車	自動車	自動車	_
<u>П</u>	四 〇	四〇	四〇	
部日下	部日	部日下	部日下	_
〇告一年平 五示日一成 号第 二一 一 月七	〇告一年平 五宗第二 号一月七	〇告一年平 五五第二二 号 月七	〇告一年平 五示日一成 号第二一 月七	
-				
に 二 八 四 二	に改める。	四四五	四四五 国第 (五四)	に改める。
<u> </u>	<u> </u>	本道東(四国 線路連西(道)・終閏号-	道東(四国 五中路)終盟号	

を

	ヮを	
二、八四二		二、八四二
削 除		線六町 六 号道
		七番地の一六五先東八代郡石和町川中島一、六〇
笛 吹		石
告示第一〇五号		和五号・二・六

<u> </u>
六二番の一三二地先
五
Ē
E
笛吹加
笛吹年一〇月

別表第十五中

|四四五 |国道| |甲府市桜井町|、○ | 一、九七○ | 車両 |終日 |甲府 |平成一六|

山梨県公報 第千六百二十三号 平成十七年十二月一日

ľĆ			っを								っを			
`	四	四		四		四		四		四			四	四
	七三二	七二		古三		古		一 九 八		九七			一 九 八	一 九 七
	削除	削除		町		県		削 除		削除		 山 道 :	富町	富河県 士口 線湖道
				道 	☆□	道 『								
				交差点) やんぱん できたい できたい できたい でんしょう (県道と町道の交わる 南都留郡河口湖町船津九九三番		四番也も、浸道に丁道りでつる一南都留郡河口湖町船津一、五一一								西四番地の一先河口湖カントリー四番地の一先河口湖町船津三、四三南都留郡河口湖町船津三、四三
	田富士吉	田富士吉		田富士吉	E	田富 士 吉		田富士吉	В	富士吉		E	宣士吉	田富士吉
		告月平 元一成			- - - - - - - - - - -				告月示一] 平 - 成			三五五五五	三五五号・
	告示第一〇五号 平成一七年一二	告示第一〇五号 月一日 三二日		三五五六号・六・	<u> </u>	五六・六・六・	告示第一〇五号	月一日平成一七年一二	告示第一〇五号	平成一七年一二		5	五五・八・	三五五・八・
	五 二 号 二	五 二 号 二		-0		0	五号	- -	五号	+ - -			$\frac{}{-}$	<u>-</u>
	L											-		
を 「	\'\	\(\'\)	، از آ	· /	・を	Ϋ́	٠ از		五		五	を	五	五
	三六四	三六三		, , ,		Э			、 八 四 一		八四〇		八四	八四〇
	号穴市線山 二道	号穴市線山 二道		—————————————————————————————————————		 町 道			削 除		削 除		町道	町道
	進する車両」) 先(幹線一号線との交差点「東先(幹線一号線との交差点「東韮崎市中田町小田川五九二番地	進する車両」) 先(幹線一号線との交差点「西先(幹線一号線との交差点「西韮崎市中田町小田川三七五番地				理事務所南側)							地先東山梨郡勝沼町菱山一二三七番	地先東山梨郡勝沼町菱山一一九二番
	韮	韮		笛 吹		石			塩山		塩山		塩	塩
-	第告平	<u></u> 第告平				和 一平		告月		告月			三五	三五
	二示五	第告平五 〇号 五		告示第一〇五号平成一七年一二		一 平 号 三 ・ 一		告示第一〇五号	9 平成一七年一二	告示第一〇五号	平成一七年一二		三七号六	三五八・六・
	第二〇号・一三	- - =		〇 年		· - 七			年	0	年丨		•	· 七

		- に		,	っを				に			「を				- ار				
	Ó			九			力	?	`		九				九			Ϋ́		\\
	、四五八			八七二			ハセニ	-			六七二				六七二			三六四		六三
線田滝西	町道沖			削除			村道	i			削除		ll K	崎淵 線沢 葉	茅県 野 小道	•		削除		削除
先(南進車両)	中巨摩郡甲西町戸田九五番地一					車両)	(首の訳入口交差点有則・比集の一先)								五五番地の一先(西隻車両)北巨摩郡小淵沢町上笹尾二、五					
	小笠原			都留			都	3			長坂				長坂			韮崎		韮崎
告示第五二号	平成一四年九月		告示第一C王号	月一日 平成一七年一二		第号	吉三 平二・一・一・一	_	L	告示第一〇五号	月一日 平成一七年一二		()	第告記			告示第一〇五号	月一日 平成一七年一二	告示第一〇五号	平成一七年一二
						. اذ			っを	<u> </u>			ΙĆ					 「を		
ó		-	-		ó	10		_					, <u> </u>		Ó		Ó	٠		Ó
)、九八五		ナ ノ 四			九八三			〇、六九四				一〇、六九四)、四五九		、四五八)、 四五 九
国道五	線	ス ア 県 甲 ル 道 斐 プ 南	是当月	線 スプ 甲 ブ 斐 フ	ア県レ道南			削除			線沢谷村	県道戸			削 除		削除		線田滝西	町道沖
南アルプス市野牛島一、〇九八		る車両)	有アレプス庁予ド号・、つてし	る車両)	香也も、比重しこ)泉 こで言け南アルプス市野牛島一、○九八						(東進車両)	都留市四日市場一九七番地三先							先 (北進車両)	中巨摩郡甲西町和泉五九番地一
		プ 南 ス フ ル			プ南 スア ル			都留				都留			プ南 スア ル	7	アル			 小 笠 原
南アル平成一七年一〇		告示第九六号 七年一〇		告示第九六号 日		L	告示第一〇五号	平成一七年一二			告示第八八号	平 成 一 五 年 一	L		月一日 アーニー	告示第一〇五号	ルー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	L		

山 梨 県 公 報 第千六百二十三号 平成十七年十二月一日

.		Γ			っを「		- ار					7	を	
	一、〇三六	一、〇三五		0		- · O			一〇、九八五	一〇、九八四		一 〇 九 八 三		
	 市 道	市道	市道	市道		 市 道			削除	 削 除		 削 除		路甲二) 道(
	先(南進車両)	進車両)(双田橋北側十字路交差点・西甲斐市下今井一、二六六番地先	進車両)(双田橋北側十字路交差点・東甲斐市下今井一、一一〇番地先	両)		両) 先(塩田橋南詰交差点・東進車笛吹市一宮町国分七九一番地一) 番地先(下り線へ流入する車両
Ī .	日下部	韮崎	韮崎	笛吹		笛 吹			プ南 スア ル	プ南 スア ル		プ南 スア ル		プス
	告示第一〇五号 月一日 二二	告示第一〇五号 月一日 平成一七年一二	告示第一〇五号 平成一七年一二	告示第九六号 日二〇日		告示第九六号 平成一七年一〇		告示第一〇五号	月一日 七年一二	告示第一〇五号 月一日	告示第一〇五号	月一日 七年一二		
-								-						
						-			-	_				
) - -			([皇九	9		OEL
	フ岩上 ラ下り ンオ下	道東(四 路連西〇 ・絡関号	国 道 3	5 目下道東 ノオリ路連 プフ鎮・終	[(四国 [西〇道 関号-	線路[] 号 :	区泉石 駅和首前温	市道(ī	首	市道	倉市線道		市道
		点部・東進車両)	笛吹市春日居町下岩下二九九番		終点部・西進車両)番一地先(下り鎮目オフランプ留吹市春日居町鎮目一、三二一		先(北進車両)	笛吹市石和町松本一七一番地一	北進車両) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	笛欠节[17] 中島一、六〇七側・南進車両)	(語の) こうこう (できな) 一百 (留吹市石和町川中島一、六〇七	差点・西進車両) 差点・西進車両) 富士吉田市新倉二、九四二番地		先(北進車両) 山梨市万力一、三一一番地の一
			日下部		日下部	3		笛吹	Ê	笛 欠	笛吹	田富士吉		日下部
		告示第一〇五号	平成一七年———		告示第一〇五号		告示第一〇五号	平成一七年一二	告示第一〇五号	平成一七年一二	平成一七年一二	告示第一〇五号		青示第一〇五号 平成一七年一二
		5	_		5 —	-	5	_	<u>ち</u> -	_ 5	_	 	. *	<u> </u>

Щ
梨
県
公
報
第千六百二
十三号
平成十七年十二月
日

○四四四四四四四四四四四四回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回回			日下部	告示第一〇五号 月一日 〇五号
四五	道 		塩山	告示第一〇五号月一日
		、〇八〇番		告示第一〇五号 月一日
0四七			田二十七	告示第一〇五号 月一日
四八十村				告示第一〇五号 月一日 不成一七年一二
		七村 七村 市 市	国道一 笛吹市春日居町鎮目三、六九二 四〇号 番地先(上り鎮音オン) 東連絡 の左折導流部道路・ 日州市勝沼町菱山一、〇八〇番 中州市勝沼町菱山一、〇八〇番 中州市勝沼町菱山一、〇八〇番 地二先(村道三四号線との交差 地二先(村道三四号線との交差 点・東進車両) 点・東進車両) 点・東進車両)	四〇号 番地先(上り鎮目オンランプへの左 19 番地先(上り鎮目オン) 1

発行者

山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一号